

31江教庶第2406号

令和2年2月27日

江東区立学校（園）長 各位

江東区教育委員会事務局次長

武越 信昭

新型コロナウイルス感染症にかかる区立学校園の対応について（第二報）

このことについて、令和2年2月21日付31江教庶第2355号により、区立学校（園）長あて通知したが、国・都等の状況を踏まえ、あらためて下記の通り実施することとしたため、各校（園）において対応されたい。

なお、本通知における対応は現時点のものであり、状況の変化により変更する場合があります。

記

1 感染予防策の強化

「手洗いや咳エチケットの徹底」「衛生管理の徹底」「来校者に対する予防啓発」に加え、「全児童・生徒等の検温・健康状態の確認」を実施すること。

【実施要領】

- ①各家庭に別紙「健康観察シート」を配布し、毎日2回の検温（登校前と就寝前）と咳など風邪症状の有無を確認し記録させる（学校への提出は不要）
- ②発熱*や咳の症状が見られるときは、保護者等から学校へ連絡させるとともに、自宅休養するよう指導する（この場合、「出席停止」の扱いとする）
*37.5℃以上または、平熱より明らかに高い体温
- ③学校（園）においても、登校（園）時に、児童・生徒等の健康状態の把握に努めること
- ④教職員についても、毎朝自宅で検温を行わせるなど、適切な健康管理に努める

2 令和元年度卒業式（修了式）の対応

現時点において、卒業式（修了式）は実施の予定だが、区教育委員会で「規模の縮小」や「簡素化」を現在検討しており、決定次第、別途通知する。

なお、謝恩会及び卒業（修了）を祝う会については、既に通知のとおりとする。

3 部活動等における対応

部活動における強化練習会及び練習試合等については、3週間を目途に自粛すること。

4 感染症が発生した場合の対応

(1) 区立学校（園）で感染症患者が出た場合

児童・生徒等や教職員が発症した場合は、すみやかに区教育委員会へ報告すること。なお、国・都や江東区保健所からの助言・要請などを踏まえ、学校保健安全法第20条に基づく2週間程度の臨時休業を行うことを想定している。

各校では、臨時休業となった場合に備えて、児童・生徒が家庭で学習が進められるように、事前に問題集やプリント類等の教材を準備しておくこと。

(2) 区立学校（園）で濃厚接触者を把握した場合

同居する親族が発症した場合など、児童・生徒等が濃厚接触者であることを把握した場合は、出席停止（学校保健安全法第19条）の措置を行うとともに、区教育委員会へ報告すること。また、保護者には、児童・生徒等が濃厚接触者となった場合はすみやかに学校に知らせるよう、事前に依頼すること。

5 緊急時の連絡体制の整備

今後の感染拡大、教職員やその家族の感染などを想定し、出勤できない状況下における教職員間の連絡体制を整備すること。

また、緊急時に確実に児童・生徒等又は家庭と連絡が取れるよう、緊急時一斉連絡メールのほか、第二、第三の連絡先を確認しておくなど連絡体制を整備しておくこと。

6 その他

保護者への健康観察等の依頼について、通知文例を添付する。なお、記載内容を変更する場合は、事前に担当部署の承諾を得ること。また、健康観察に使用する「参考様式」は、必要に応じて改変可とする（別の様式を使用してもよい）。

【関連通知】

- 新型コロナウイルス感染症にかかる区立学校園の対応について
(令和2年2月21日 31江教庶第2355号)
- 謝恩会及び卒業(修了)を祝う会の対応について
(令和2年2月26日 指導室事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症等への対応について
(令和2年2月26日 東京都中学校体育連盟通知)

【担当部署】

学校保健に関する事	学務課 給食保健係長	瀧川	3 6 4 7 - 9 1 7 7
教育活動に関する事	指導室 主任指導主事	佐久間	3 6 4 7 - 9 1 7 9
部活動に関する事	教育支援課 教育支援係長	中村	3 6 4 7 - 9 3 0 7
その他に関する事	庶務課 教育政策調整係長	渡邊	3 6 4 7 - 8 5 4 2